

平成 23 年第 3 回与論町議会臨時会

# 与論町議会会議録

平成 23 年 5 月 27 日

与論町議会

平成23年第3回与論町議会臨時会

第1日

平成23年5月27日

## 平成 23 年第 3 回与論町議会臨時会会議録

平成 23 年 5 月 27 日（金曜日）午後 3 時 18 分開会

### 1 議事日程（第 1 号）

会議の宣告

第 1 会議録署名議員の指名  
第 2 会期の決定  
第 3 議案第 24 号  
第 4 議案第 25 号  
第 5 承認第 1 号  
第 6 承認第 2 号

### 2 出席議員（10 人）

1 番	川 村 武 俊 君	2 番	林 隆 寿 君
3 番	供 利 泰 伸 君	4 番	福 地 元一郎 君
6 番	本 畑 敏 雄 君	7 番	坂 元 克 英 君
8 番	喜 村 政 吉 君	9 番	野 口 靖 夫 君
11 番	大 田 英 勝 君	12 番	町 田 末 吉 君

### 3 欠席議員（2 人）

欠員（0 人）

### 4 地方自治法第 121 条による出席者（5 人）

町 長	南 政 吾 君	総務企画課長	元 井 勝 彦 君
税務課長	猿 渡 ケイ子 君	税務対策監兼収納対策室長	池 上 成 孝 君
町民福祉課長	沖 野 一 雄 君		

### 5 議会事務局職員出席者（2 人）

事務局長 川 畑 義 谷 君 係 長 朝 岡 芳 正 君

開会 午後 15 時 18 分

○

○議長（町田末吉君） ただいまから、平成23年第3回与論町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

○

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（町田末吉君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、1番川村武俊君、6番本畠敏雄君を指名します。

○

### 日程第2 会期の決定

○議長（町田末吉君） 日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

○

### 日程第3 議案第24号 平成23年度与論町一般会計補正予算（第1号）

○議長（町田末吉君） 日程第3、議案第24号、平成23年度与論町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求める。町長。

○町長（南 政吾君） よろしくお願ひいたします。議案第24号、平成23年度一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

歳入におきましては財政調整基金繰入金1,886万7,000円、庁舎建設基金繰入金570万円を計上しております。歳出につきましては、総務管理費に研修旅費186万7,000円、防災行政無線統制卓移設工事費660万円を、また、社会福祉費に国民健康保険特別会計（事業勘定）繰出金1,700万円を計上しております。歳入歳出予算にそれぞれ2,456万7,000円を追加し、一般会計予算総額35億9,966万7,000円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

○議長（町田末吉君） お諮りします。議案第24号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号、平成23年度与論町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御意義ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、平成23年度与論町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（町田末吉君） 日程第4、議案第25号、平成23年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○ 町長（南 政吾君） 議案第25号、平成23年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、平成22年度の決算において、歳入不足が見込まれるため、平成23年度予算から繰上充用を行うものです。補正は歳入で一般会計繰入金1,700万円の追加、歳出で前年度繰上充用金1,700万円を追加計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

○議長（町田末吉君） お諮りします。議案第25号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号、平成23年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御意義ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、平成23年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（町田末吉君） 日程第5、承認第1号、専決処分の承認を求めるについて（与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 承認第1号、専決処分の承認を求めるについて、地方税法の一部を改正する政令（平成23年政令第44号）が平成23年3月30日に交付され平成23年4月1日施行により与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を直ちに交付し4月1日より実施しなければならず、時間的に議

会を招集することができないため専決処分したので、承認をお願いするものであります。主な改正内容は、国民健康保険税の医療給付費に係る課税限度額を50万円から51万円に、後期高齢者支援金分に係る課税限度額を13万円から14万円に、介護納付金分に係る課税限度額を10万円から12万円に改正するものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

○議長（町田末吉君） お諮りします。承認第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御意義ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号、専決処分の承認を求めるについて（与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本件を承認することに御意義ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めるについて（与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は承認することに決定しました。

○議長（町田末吉君） 日程第6、承認第2号、専決処分の承認を求めるについて（与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 承認第2号、専決処分の承認を求めるについて、提案理由を申し上げます。国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され平成23年4月1日施行により、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例を直ちに公布し施行しなければならず、時間的に議会を招集することができないため専決処分したので、その承認をお願いするものであります。主な改正内容といたしましては、平成21年度に健康保険法の改正により暫定的に出産一時金の支給額が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間、35万円を39万円に4万円引き上げられていたが、平成23年度より恒久化する健康保険法の改正に伴うものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

○議長（町田末吉君） 9番

○9番（野口靖夫君） 池上さんには、専決処分や税関係の議案が審議されて、先ほ

ど3つ可決されたわけですが、せっかく議会のほうに参与しておりますから、今まで鹿児島県の本庁におられて、地方税法の在り方、いわゆる保険税は、与論町の地方税でありますから、それの在り方、特に離島である我々は今、介護保険やいろんなことで困っているわけです。どういうことかといいますと、財政基盤が非常に弱いこの離島にある中で、それを持ち出してみんなでカバーしてやってきているわけです。特に介護保険等の保険税関係は、そうした場合に、一般財源に対する引締めが非常に厳しいと言わざるを得ない。特に介護保険の場合は、この広域、和泊・知名・与論この3町で広域組合を成していますが、今、与論町はできれば県で一括して、特に介護保険というものは広域合併していただいたほうが良いのではないかと、私は、こう考える一人です。そこで、そういう介護保険の在り方、これを県の本庁のほうにおいて、この地方の非常に厳しい財政の中でのこの在り方をどう考えているのか、総括的に個人的にこうではないかということも言えないだろうとは思いますが、やはり我が鹿児島県は、離島はたくさんある、財政基盤も非常に弱い、ならば鹿児島県は独特な広域合併、介護保険合併などを進めた方がいいのではないか、県が音頭をとって。そうしたほうがいいのではないかという御自身のお考えがおありなら、聞かせていただきたい。

#### ○税務対策監兼収納対策室長（池上成孝君）

ただいま、御質問を受けたのですが、私、本庁の福祉にいた時には生活保護の担当をしておりましたので、御質問にあった健康保険とかこの辺りのところにはタッチしなかったものですから制度など詳しいことは全然分かっていないのが実情です。ただ鹿児島県の市町村、どこも軒並み苦しい事情だというのは県職員も皆知っておりますし、各市町村からそういう要望が本課のほうには届いているだろうと思います。ですから県のほうにしても検討はしているものと思つてはおります。ただやはり法律などが絡んできますので、県でどうこうできる部分とできない部分があるかと思いますので、そこに答えられる部分があるのではないかと思います。ただ各制度、ここ何年かで制度自体が変わっておりますので、そこもまた今後もいろいろ見直しがあろうかと思います。その中で、与論町にとっても良いように変われば良いのではないかと私も願つている状況です。

#### ○9番（野口靖夫君）

恐らくそう言うのではないかと私も想像しながら質問したのです。前年までの足跡は存じ上げておりますけれども、ただ名前を知らなかっただけです。税務の担当をしておられるということは聞いておりまして、そこで、私はこれから与論町の職員と同じように同一レベルでものを考えられて、税務行政を進めていかれると思いますが、是非ひとつ早急に税務課長の猿渡さんもおられますから、ひとつゆっくり相談されて、できれば私の要望、与論町と本庁との架け橋になっていただきたい。本庁から来られているわけですから、定年退職されるまで与論町におられるわけではなく、帰られるわけですから、そのためにいろいろと勉強されて、税務関係はどうあるべきか、というところを早急に勉強されて是非架け橋となって、与論町民のために尽くしていただきたいとそういう気持ちで質問をしたつもりです。大変恐縮ですけれどもよろしくお願ひします。

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

○議長（町田末吉君） お諮りします。承認第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御意義ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号、専決処分の承認を求めるについて（与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御意義はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号、専決処分の承認を求めるについて（与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定しました。

----- ○ -----

○議長（町田末吉君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第3回与論町議会臨時会を閉会します。

御苦労様でした。

----- ○ -----

閉会 午後15時37分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長

与論町議会議員

与論町議会議員